

仙台市障害者就労支援ネットワーク協議会設置要綱

(令和8年8月6日健康福祉局長決裁)

(目的)

第1条 本市における障害者の一般就労及び定着の促進に向けて、関係機関等と連携のもと、障害者の就労と企業の障害者雇用を支援するため、仙台市障害者就労支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者の雇用、福祉等に係る関係機関との連携による支援体制の構築に関すること
- (2) 障害者の就労の支援に係る広報・啓発に関すること
- (3) 本市における障害者の就労への課題解決に向けた施策に関すること
- (4) その他障害者の一般就労及び定着の促進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、障害者雇用、福祉、又は医療に関し識見を有する者及び本市の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(座長)

第4条 協議会に座長を置き、健康福祉局障害福祉部長をもって充てる。

- 2 座長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月6日から実施する。